

第17節 災害救助法の適用に関する計画

この計画では、災害が発生した場合における被災者に対する応急救助に関し、災害救助法が適用された場合の救助およびこれに準じ、町の責任において実施する救助について定める。

1. 救助の本質

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、災害に際して食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩む被災者に対して、応急的に行うものである。

2. 実施機関

災害救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている。

さらに同じ理由により知事が認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととされている。

3. 災害救助法適用基準

災害救助法による応援救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市町村の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

(1) 適用基準Ⅰ

町区域において60世帯以上の住家が滅失したとき。

(2) 適用基準Ⅱ

長崎県下において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、町区域において30世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

(3) 適用基準Ⅲ

長崎県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合または当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、町区域内で多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 適用基準Ⅳ

多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたとき。

(注) 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家が滅失した適用基準Ⅰの世帯とみなす。

4. 法適用の手続

(1) 町長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したときまたは達する見込みがある場合は、被害状況を速やかに知事に報告する。

(2) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、法の適用を決定の上、県公報により救助を実施する区域を公告し、当該市町に対し法適用期間、救助の種類等を通知する。

(3) 知事は、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容および当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知する。

(4) (3)において、市町村長が行うこととする事務が災害救助法第24条から第27条までに規定する事務の場合は、直ちにその旨を公示する。

5. 救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の支給および飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の支給または貸与
- (4) 医療および助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具または資料の支給または貸与
- (8) 学用品の支給
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索および処理
- (11) 災害によって住居およびその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第18節 避難計画

この計画は、災害が発生し、または発生する恐れがある危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難情報の伝達、避難誘導、避難（場）所の開設等を実施することにより、居住者等の生命、身体等を災害から保護することを目的とする。

1. 高齢者等避難

- (1) 災害が発生するおそれがあるとき、災害リスクのある区域等の高齢者等（高齢者だけでなく障害のある人等の避難に時間がかかる人や避難支援者等を含む。）が危険な場所から避難すべき状況において、町長が、必要な地域の居住者等に発令する避難情報。
- (2) 危険な場所にいる高齢者等は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）し、その他の住民は、普段の行動を見合わせたり、家族等との連絡、非常用持出品の用意等の避難準備を開始する。

2. 避難指示、緊急安全確保

区分	実施責任者	拠法法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生する恐れが高い場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示（町は県に報告）
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般	災害が発生する恐れが高い場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、町長が指示できないと認めるとき、または町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは、立退き先を指示（町に通知）
	知事、その命を受けた職員または水防管理者	水防法第29条	洪水、高潮	洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告）
	知事またはその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示（当該区域を管轄する警察署に報告）
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般	人の生命、身体に危険をおよぼす恐れがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受ける恐れのある者を避難させる。（公安委員会に報告）
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受ける恐れのある者を避難させる。（防衛大臣の指定する者に報告）

区分	実施責任者	拠法法令	災害の種類	実施の基準	内容等
緊急安全確保	町 長	災害対策基本法第60条	災害全般	災害が発生または切迫し、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況であるとき。	少しでも命が助かる可能性が高い場所に緊急的に移動することを指示 (町は県に報告)
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般	災害が発生または切迫し、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況であるときで、町長が指示できないと認めるとき、または町長から要求があったとき。	少しでも命が助かる可能性が高い場所に緊急的に移動することを指示 (町に通知)

3. 避難情報発令の判断基準

(1) 土砂災害

ア 避難すべき区域の選定に当たっては、土砂災害危険箇所および指定される土砂災害警戒区域等を原則としつつ、土砂災害危険箇所等の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等と情報交換を行い避難情報発令の対象となる「避難すべき区域」を判断するものとする。

イ 具体的な基準

避難情報の発令は、「時津町避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を参考に、気象予測や巡視の報告等を含めて判断する。

資料編：避難情報発令の判断基準（土砂災害）

(2) 河川の氾濫

避難情報の発令は、「時津町避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を参考として、町が避難情報を発令する。具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて判断する。

資料編：避難情報発令の判断基準（河川の氾濫）

(3) 高潮災害

避難情報の発令は、「時津町避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を参考に、気象予測、海岸巡視の報告等を含めて判断する。

資料編：避難情報発令の判断基準（高潮）

(4) 津波

避難情報の発令は、「時津町避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を参考に、津波警報の情報等を含めて判断する。

資料編：避難情報発令の判断基準（津波）

(5) その他

ア 気象台から豪雨、台風、津波等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。

イ 県から豪雨、台風、高潮、地震および警察から津波等災害に関する通報があり、避難を要す

るとき。

ウ 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。

エ 有害ガス等の危険物質が流出拡散し、またはその恐れがあるとき。

オ その他の自然的、人為的な災害により、生命または身体に被害を受ける恐れがあるとき。

4. 避難情報の伝達

関係住民に対する避難情報の伝達は、おおむね次の方法のうち、関係に即した方法により周知徹底を図る。

また、町は、長崎地方気象台や長崎河川国道事務所等の国、県の機関から、避難情報の発令基準の策定について、支援および助言を受けるものとする。また、町は、国、県の関係機関と連絡を密にし、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておく。

- (1) 関係者による直接口頭または携帯マイクによる伝達
- (2) サイレンによる伝達
- (3) 消防車、広報車による伝達
- (4) 防災行政無線、電話応答サービスおよび防災メール配信サービスによる伝達
- (5) ホームページ、yahoo!防災速報による伝達
- (6) 自治会等を通じ電話による伝達

5. 避難情報伝達の内容

- (1) 避難情報の種別
- (2) 発令理由（災害の種類）
- (3) 発令地区（範囲）
- (4) 避難所の情報
- (5) とるべき避難行動
- (6) 避難時の注意事項

6. 警戒区域の設定

災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を町長が設定する。ただし、警察官または海上保安官は、町長（権限の委託を受けた職員を含む。）が現場にいないとき、または町長から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。

なお、警戒区域を設定したときは、退去または立入禁止の措置を講じる。また、町長、警察官および海上保安官は、協力して住民の退去の確認を行い、可能な限り防犯・防火のためにパトロールを実施することとしている。

状況	指示者	対象者	措置
(1) 災害が発生し、または発生しようとしている場合において、生命または身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災害対策基本法第63条）	・ 町長 ・ 警察官または海上保安官	災害応急対策に従事する者以外の者	・ 立入制限 ・ 立入禁止 ・ 退去の命
(2) 水防上緊急の必要がある場所（水防法第14条）	・ 消防団長、消防団員または消防機関に属する者 ・ 警察官	水防関係者以外の者	・ 立入禁止 ・ 立入制限 ・ 退去の命

状況	指示者	対象者	措置
(3) 火災の現場および水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	- 消防吏員または消防団員 - 警察官	命令で定める以外の者	- 退去の命 - 出入の禁止 - 出入の制限
(4) 生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	警察官	その事物の管理者その他関係者	退去の命

7. 避難の誘導および移送

(1) 避難の誘導

- ア 避難の誘導に当たっては、消防団、自治会等との連絡を密にし、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に必要な情報の提供に努め、人命の安全を第一に行うものとする。
- イ 避難の誘導に当たっては、障害者、病人等を先に行い、危険な箇所に標識、縄張りを実施し、誘導員を配置して、避難中の事故を防止するものとする。
- ウ 避難誘導員は、避難者の立退きにおいては、携行品を必要最小限度に制限し、円滑な立退きについて指導する。
- エ 幼児または携帯品等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を指導する。
- オ 避難者が自力により立退き不可能な場合は、車両等により輸送を行う。
- カ 「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、福祉関係部局、自治会、福祉関係者等と連携のもと、一人一人の避難行動要支援者に対して、具体的な避難支援を行い、また、消防団、自治会、近隣居住者等との連携協力のもと、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 移送

- ア 小規模の場合
避難立退きに当たっては、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、舟艇等により移送および輸送を行う。
- イ 大規模な場合
被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町のみで処置できないときは、町は、県に要請し、自衛隊の災害派遣を求める等適切な方法により、陸上、水上、空中輸送等の移送手段を確保する。

8. 避難場所および避難所の指定

避難施設および場所の指定に当たっては、主に水害・火災等を対象として、地区ごとに施設を選定し、災害などにより、一時的に身を守るための緊急時の避難場所と、災害によって自宅が危険な状態で生活できないときに一定期間の避難生活を行う施設としての避難所とに区分の上、指定を行う。

地震時における避難場所については、耐震耐火施設を使用し、あわせて町内の公園等の空き地を利用する。

(1) 避難場所

風水害等の災害の発生が予想される場合や、その他災害が拡大する恐れがあり、多くの避難者が

避難する必要がある場合に開設する。

このほかにも、大規模火災から一時的に身を守る場所にも適用する。

(2) 指定緊急避難場所

災害に対して安全な区域内に立地する施設等または災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(3) 避難所

ア 指定避難所

(イ) 指定一般避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ロ) 指定福祉避難所

指定避難所の基準を満たし、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定福祉避難所の指定にあたっては、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

イ 福祉避難所

福祉避難所は、指定避難所での生活が困難とされる高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする避難者のための施設とする。なお、福祉避難所へ避難する場合は、介助する家族の方なども一緒に避難することができるものとする。

資料編：避難（場）所 一覧表

避難（場）所＜施設＞ 所在地

指定緊急避難場所一覧表

指定避難所一覧表

9. 避難（場）所の設置

(1) 設置場所の設定

町長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議の上、事前に定めておくとともに、関係住民に対し周知徹底を図るものとする。

ア 避難（場）所は、学校、公民館等の、既存の建物を応急的に使用する。災害の場所および程度により適当な施設を使用できないときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。

なお、設置時には、要配慮者への対応や、男女のニーズの違い等にも留意する。

イ 災害の状況により、予定した避難（場）所が使用できないとき、または災害が激甚で町内に避難（場）所を設置することが困難なときは、町長は、知事または隣接市町長と協議し、避難（場）所の設定や被害者の収容について所要の処置を講ずる。

ウ 災害が激甚で、避難が長期に及ぶ場合は、施設管理者、地域住民、自治会等、ボランティア等の協力のもとに、運営体制を整備して避難所の運営を行う。

(2) 避難の事前準備と留意事項

ア 事前準備

(イ) 火気の取り扱いに日常から注意し、避難に際しては必ず電気、ガス等、火元の始末を完全に行

うこと。

- (イ) 台風期には、風水害に備えて家屋の補強（屋根瓦等の飛散防止・雨戸、門等の戸締まり）を行い、浸水が予想される家財を高所に移動させること。
- (ウ) 会社、工場等では、事前に綿密な防災計画を作成し、これに基づく万端の準備を行うこと。
- (エ) 浸水による油脂類の流失防止やカーバイト・生石灰等発火源の安全管理に努め、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- (オ) 病院・社会福祉施設等多数の入院患者、高齢者を収容している施設では、事前に綿密な避難計画を作成し、これに基づく避難訓練等を実施するとともに、警察消防機関と連絡を密にしておくこと。

イ 避難時の留意事項

- (ア) 服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくすること。
- (イ) がけ下、壊れそうな塀ぎわ、川べり等にできるだけ近づかないこと。
- (ウ) 切れた電線やたれ下がった電線には絶対にふれないこと。
- (エ) 高齢者・幼児・病人・障害者などのいる家庭では早目に避難すること。

10. 避難（場）所の開設および管理

(1) 施設管理者に対する連絡

町は、避難（場）所として使用する建物について、その施設管理者にあらかじめ承諾を得ておくものとする。また、避難（場）を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡する。

(2) 避難（場）所勤務要員の派遣

避難（場）所を開設するときは、町災害対策本部の被災者支援部長（初動対応期）または民生部長は避難（場）所の勤務要員を派遣し、避難（場）所の管理と収容者の保護に当たらせるものとする。また、避難（場）所を開設した場合は、収容者数の確認、収容者名簿の作成等により、その実態の把握に努める。

(3) 勤務要員の任務

ア 自治会等、消防団、警察官、施設の管理者等と緊密な連携のもとに避難者の収容に当たるものとする。

イ 避難者の不安の解消に努めるとともに、避難（場）所の安全管理に万全を期するものとする。

ウ 災害対策本部に次の事項を報告する。

- (ア) 開設の日時、場所および施設名
- (イ) 収容人員
- (ウ) 給食の要否、必要と認められる物資の必要量等

(4) 良好な生活環境の確保

ア 災害対策基本法では、避難（場）所に滞在する被災者および避難（場）所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定する「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、避難（場）所等における良好な生活環境の確保に当たり、平常時より必要な取り組みを推進する。

イ 町は、感染症対策のため、避難者の体調管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等、必要な措置を講ずるよう努める。

ウ 町は、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努め

るものとする。

エ 町は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性と男性のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

オ 町は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保、段ボールベッド・パーティションの活用、医師等により巡回、暑さ・寒さ対策など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

11. 避難（場）所に収容する者の範囲

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって被害を受ける恐れのある者

12. 避難の周知徹底

- (1) 住民等に対する周知

ア 事前措置

- (ア) 町は、安全に避難する避難（場）所、避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底させる。
- (イ) 町は、気象警報が発表されたときや避難情報が発令されたときにとるべき行動について、あらかじめ住民に周知徹底させる。
- (ウ) 避難行動をとるべきタイミングを逸することなく、適切な行動をとるよう、あらかじめ住民に周知徹底させる。

イ 避難情報の発令

町は、避難情報を発令したときは、関係機関の協力を得て実情に即した方法でその周知徹底を図る。

ウ 放送等

県は、避難情報の発令をしたとき、または町から避難情報発令の通知を受けたときはラジオ・テレビによる放送を要請し、要請を受けた放送局は、当該地域の住民に徹底するような放送時間、放送回数を考慮して放送することとされている。なお、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等にはあらかじめ近隣の協力者を得るなどの配慮しておく必要がある。

- (2) 関係機関相互の通知および連絡

町は、避難情報を発令した場合は、関係機関に連絡または通知をする。

13. 避難に当たっての注意事項

- (1) 避難の際には、必ず火気その他危険物を安全に始末し、戸締まりを行うこと。
- (2) 家屋の補強および家財の整理を行うこと。
- (3) 避難者は、2食程度の食料、水筒、日用品および必要最小限度の着替え、照明具、救急薬品、携帯ラジオ等を携行すること。
- (4) 服装は軽装とし、必ず帽子等を着用し、必要に応じて雨合羽や防寒衣等を携行すること。
- (5) 単独行動を避け、隣近所でそろって避難すること。

14. 学校、社会福祉施設等における避難対策

- (1) 学校

町教育委員会および各学校長は、町長等の指示に基づき、児童・生徒等の避難が速やかに実施できるように、あらかじめ次の事項について定めておくものとする。

ア 避難実施責任者

イ 避難の順位

ウ 避難の経路

エ 避難先

(2) 社会福祉施設および医療施設における避難対策

社会福祉施設および医療施設の管理者は、町長等の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるように、あらかじめ学校の場合に準じて定めておくものとする。

(3) 船舶の避難対策

船舶の避難対策については、次のとおり行う。

ア 町長は、本章第6節「防災気象情報の伝達計画」により大村湾漁業協同組合に予警報等の伝達を行う。

イ 伝達を受けた漁協は、各地区の役員を通じて船舶保有者に災害情報の周知徹底を図る。

ウ 各地区役員より伝達を受けた船舶保有者は、安全な泊地に移動し、係留に万全を期すものとする。

15. 観光客対策

宿泊施設等の管理者は、観光客等に対し避難（場）所、避難経路を確実に教示するとともに、誘導責任者を付して避難対象地域外へ避難させる。避難中の住民も、付近に観光客等がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

町は、施設管理者が観光客等の避難誘導を適切に行えるよう平常時に啓発、指導を行う。

大雨、台風等が過ぎ去るなど避難する必要がなくなった場合は、帰宅または離れた別の場所への移動を勧める。交通機関等の途絶により帰宅または移動ができない観光客等に対して、町は、情報の提供、地域の避難（場）所等への誘導、宿泊場所のあっせん等の支援を行うよう努める。

16. 帰宅困難者対策

町は、県の支援、協力を求め、交通機関の途絶等による帰宅困難者および徒歩帰宅者の安全確保および帰宅支援に関して、次のような対策を講じる。

(1) 交通機関の運行状況や道路の被災状況等に関する情報の提供

(2) 事業所に対して、従業員の無理な帰宅の抑制、事業所建物への在留者用の食料や飲料水の備蓄、就寝場所の提供等の支援を指導

(3) 協定の締結等により店舗等の施設に対して、徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレ等の提供等の支援を要請

第19節 救出計画

この計画は、災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を探査し、または救助して、その者の保護を図るために定める。

1. 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するとともに、警察または消防機関に連絡し協力を要請する。

(1) 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

ア 火災の際に火中に取残された場合

イ 地震、がけ（山）崩れ等のため、倒壊家屋等の下敷となった場合

ウ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地域等に取り残された場合

エ 土砂崩れにより生埋めになったような場合

オ 災害により海上または沿岸において遭難した人命、あるいは陸上災害により海上に流出した場合

カ 航空機、自動車等の大事故が発生した場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者または生存が明かでない者とする。

2. 救出活動

(1) 消防機関を主体とした救出班の編成による救出作業

(2) 救出活動に必要な車両船艇、特殊機械・器具、ロープ等の資機材の確保

(3) 隣接市町、警察、自衛隊等への応援要請

第20節 死体搜索および収容埋葬計画

この計画は、災害のため現に行方不明の状態にあり、死亡していると推定される者を搜索し、または死亡者の死体処理等に関し、必要な事項を定める。

1. 死体の搜索

(1) 実施責任者

ア 町長が関係機関の協力を得て行う。

イ 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合または知事による救助の暇がない場合は、町長が知事の補助機関として行うとされている。

(2) 搜索の方法

ア 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると判断される者については、直ちに死体搜索に切替える。

イ 行方が明らかではないが、生存している可能性のあるものについては本章第19節「救出計画」により救出を行う。

ウ 死体の搜索は、消防団・自治会等関係機関の協力を得て行う。

2. 死体の収容

(1) 明かに災害によって、死亡したと認められる死体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合は、警察官による死体検分とともに、死因、身元、その他調査を受けた後、あらかじめ設置された特定の場所(公共施設または寺院等)に収容する。ただし、身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに、死体を速やかに遺族などに引渡すものとする。

(2) 海上における遭難者もしくは陸上から海上に及んだ災害の死体は、巡視船艇により収容するとともに、海上保安官により検視後、遺族または町に引継がれる。

3. 死体の処理

(1) 実施責任者

ア 町長

死体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、町において、関係機関の協力を得て行う。

(2) 処理の内容

ア 体の洗浄、縫合、消毒等の処理

死体の識別等のための処理

イ 死体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また多数の死体を短時間の間に埋葬することが困難な場合に、死体を特定の場所に集めて、埋葬が行われるまでの間一時保存する。

ウ 死体検分

死因その他につき、医師の立会いを求めて必要な検分を行う。

(3) 漂流死体の処理

ア 死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、原則として漂着した地域において、警察官または海上保安官の検分を受けた後、直ちにその遺族、親戚、縁者または市町長が連絡を受け、引取ることとされている。

ただし、被害地域に災害救助法が発令されている場合や、これを引取る暇がないときは、知

事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示をうけて措置するものとする。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明しない場合であって、災害救助法を適用された被災地から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取り扱うものとする。

なお、死体の取り扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに、死体を撮影し記録として残しておくものとする。

(イ) 死体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、「行旅病人および行旅死亡人取扱法」により処理するものとされている。

4. 死体の埋葬

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合は、以下の方法で町が埋葬する。

(1) 原則として火葬とする。

(2) 棺または骨壺等埋葬に必要な物資の支給および火葬または納骨等の役務の提供を原則とする。

第21節 食糧供給計画

この計画では、被災者および災害応急対策員等に対する食料の支給のための食料の調達、炊き出し、配給等の迅速かつ確実を期するために必要な事項を定める。

1. 米穀の調達

- (1) 町は、災害により応急に米穀の調達を行う必要があると認める場合は、米穀の供給体制をとるものとし、町で供給できない場合には、県に対し、米穀の応急配給申請を行い配給を受けるものとする。
- (2) 応急配給申請は、原則として文書によるが、緊急の場合は、電話等で行う。
- (3) 応急配給申請に当たっては、必要数量とこれの基礎となる被災者数、災害応急対策員数等の所要事項を連絡する。
- (4) 町は、通信、交通等の途絶により県に主食の応急配給申請ができない場合は、直接農林水産省政策統括官に対して申請するものとする。

2. 米穀の供給範囲

災害時における応急用米穀の供給は、次のとおりである。

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
- (2) 全町的な災害により米穀小売業者等が通常の販売を行うことができない場合
- (3) 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

3. 給食の方法

- (1) 食品の支給は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (2) 供給品目は、米穀、パンおよび副食品とする。
- (3) 炊き出しを実施する場合は、自治会等の協力を得て実施する。
- (4) 炊き出しに必要な施設および機材は、共同調理場、給食調理場および公民館等施設の利用を図るものとする。

4. 炊き出し等の費用および期間

炊き出しおよび食糧品の支給のための費用および期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定める。

第22節 衣類品および生活必需品供給計画

この計画では、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品および生活必需品をそう失または毀損し、日常生活を営むことが困難な被災者に対して、これらの物資等を支給または貸与について定める。

1. 支給または貸与の対象者

支給または貸与の対象者は、次に該当する者とする。

- (1) 災害により住家が全壊（焼）、大規模半壊、半壊（焼）、流出または床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活に必要な最小限度の家財をそう失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2. 支給または貸与する品目

寝具（毛布、布団等）

衣料（洋服、下着等）

炊事用具（鍋、食器等）

3. 支給および貸与の方法

- (1) 町は、世帯構成別の被害状況等に基づき、救助物資の購入計画および配分計画を立てる。
- (2) 配分については、配分計画に基づき、被災の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分する。

第23節 給水計画

この計画では、災害により飲料水を得ることができない者に対し、必要最小限度の飲料水を供給するために必要な事項を定める。

1. 給水方法

災害対策本部の土木・水道部は、次の方法により応急給水を行う。

- (1) 被災地の状況を迅速かつ的確に把握し、給水するものとする。
- (2) 1日1人当たりの最小限給水量は、おおむね3リットルとする。
- (3) 被災地への給水は、給水車等で運搬に当たるものとする。
- (4) 給水に際しては、防災行政無線、広報車によって給水時間、給水場所の周知を的確に行うものとする。
- (5) 広範な区域に給水が必要となった場合は、地区別に場所を指定し、給水の円滑を行うものとする。
- (6) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生処理をしたのち使用するものとする。
- (7) 給水に際しての作業は町災害対策本部水道部が行うが、災害の規模に応じて他の対策本部から応援を求め、給水に当たるものとする。
- (8) 町内で飲料水の確保ができないときは、県に調達またはあつせんを要請するものとする。

2. 給水期間

飲料水の供給期間は、水道施設の復旧までとする。

3. 補給水源

- (1) 飲料水の補給は、浄水場等により行うものとする。
- (2) 保健所の指導により、各地区に点在する井戸水の活用を図る。井戸水利用については、保健所調査済の井戸水調査内容を参考にして実施するものとする。
- (3) 補給水源の確保が困難な場合は、他市町に給水の要請を行うほか、県および自衛隊から、ろ過機等を借入れ、河川の流水をろ過して給水を行うものとする。

4. 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は、時津町指定給水装置工事事業者の出動を要請し、復旧を行うものとする。

5. 自治会別給水人口および給水量

資料編：自治会別給水人口および給水量（1日一人当たり3リットル）

第24節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画

この計画では、災害のため住家が滅失した場合、被災者に対し住家を貸与し、または被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、被災者の居住安定を図るために必要な事項を定める。

1. 応急仮設住宅の設置

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として設置することとされている。

(2) 入居対象者

- ア 災害により住家が全壊、全焼、流失した者
- イ 居住する仮住家がない者
- ウ 自己の資力で住宅を確保することができない者

(3) 入居者の選定

入居者の選定は、生活能力が低く、かつ、住宅の必要度の高いものから行うが、高齢者、身体障害者等災害弱者の実態に応じた配慮を行う。

(4) 供与期間

建設完了の日から2年以内とする。

2. 住宅の応急修理

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、町長が知事の補助機関として応急修理に当たるものとされている。

(2) 応急修理の対象者

災害により住家が大規模半壊、半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では、住宅の応急修理を行うことができない者

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことができない部分

(4) 修理の期間

原則として災害発生の日から1か月以内

第25節 障害物の除去計画

この計画では、災害により土石、立木および災害を受けた工作物等、障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路等の確保など災害応急措置を迅速的確に実施するために必要な事項を定める。

1. 除去の方法

(1) 道路

国道・長崎漁港臨港道路については、県が実施する。町道・林道については、町が実施する。

(2) 住宅

町の災害土砂除去基準に基づいて、障害物の除去を行うものとする。

ア 災害土砂除去基準

私有地において、がけ崩れ等で土砂の除去の要請があった場合、次の基準により対応することとする。

(ア) 災害による土砂の除去であること。

(イ) 次の事項に該当するものを災害土砂除去の対象とする。

① 公共施設等に影響がある場合

② 個人の財産および生命に影響がおよぶ場合

③ 個人の財産および生命に影響がない場合でも、被害が予想される場合

住宅に流入した障害物については、自らの資力では障害物の除去ができない者に限って、日常生活に欠くことのできない場所のものを除去するものとする。

(3) 河川

二級河川（時津川・子々川川）については県で実施する。準用河川・普通河川は町で実施する。

(4) プロパンガスボンベ等の特殊物

関係機関と相互に連絡を取り、速やかに除去する。

2. 土砂等の集積または捨土箇所

災害の規模によるが、原則として公有地を確保する。

第26節 義援金品募集配分計画

1. 義援金の募集および配分

義援金については、次の義援金募集配分計画により募集および配分を行う。

○ 義援金募集配分計画

義援金募集配分計画では、原則として大規模災害による被災者に対する義援金の募集、保管および配分方法について、あらかじめ定める。

(1) 実施機関

町、県、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会、長崎県社会福祉協議会

(2) 募集要領

各実施機関を構成団体とする義援金募集（配分）委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について周知を図る。

(3) 保管

個人、法人および各種団体等から送付された被災者等に対する義援金は、各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

(4) 配 分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、義援金募集（配分）委員会において、配分方法を決定し、被災町を通じ被災者に配分する。

特定町および指定使途寄付金については、寄付者の主旨を受け速やかに配付する

2. 義援物資の受け入れ

- (1) 町は、県や関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達
の状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを整理し、
その内容のリストおよび送り先を、国の非常本部や、報道機関、ホームページを通じて、国民に公
表する。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

- (2) 義援物資の要請・受け入れ・配分を的確に行うため、県が緊急物資の備蓄・調達、輸送・配付と
合わせて一元的に管理・運営体制を整備することとされている。
- (3) 町は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給について、民間団体やボランティアと連携
して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

第27節 医療助産計画

この計画では、災害の混乱時における被災者の応急的医療および助産の円滑な実施を図るために必要な事項を定める。

1. 医療助産の対象者

(1) 医療の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して応急的に行う。

(2) 助産の対象者

助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

2. 医療助産の範囲

(1) 医療

- ア 診察
- イ 薬剤または治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療および施術
- エ 病院または診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3. 医療助産の実施

- (1) 医療助産の実施は、災害の態様により西彼保健所と緊密な連絡を取り、医師、助産師の協力を求め、その都度、救護班を編成して行うものとする。
- (2) 医療助産の実施に必要な医薬品および衛生材料が不足する場合は、救助公安班において調達する。
調達先は、そのときの実情に応じ、最も適当と認められる業者を指定して調達するが、調達不能の場合は、西彼保健所または県に調達あつせんの要請を行うものとする。

4. 医療助産の期間等

医療助産の実施期間、費用等は災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定める。

5. 町内の医療機関一覧

資料編：町内の医療機関一覧

第28節 防疫計画

この計画では、災害発生時の生活環境の悪化による感染症の発生、流行の未然防止に必要な防疫活動を実施するために必要な事項を定める。

1. 防疫知識の普及

感染症の発生を防止するため、防災行政無線、防災メール配信サービス、チラシ等により住民に対する防疫知識の普及、徹底を図る。

2. 防疫班の編成

防疫活動は、衛生班が主体となつて行う。なお、作業員が不足する場合は臨時に雇用するものとする。

3. 防疫の実施

(1) 清潔方法（感染症法の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第27条～第36条）

知事の指示に基づき、被災地域およびその周辺の地域について清潔にする措置を実施する。

実施に当たっては、道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に伝染病予防のための衛生処理を実施する。被災家屋およびその周辺の消毒は、衛生班を通じて消毒薬剤を配布して実施する。災害の規模によっては専門業者へ委託して実施する。

(2) 消毒方法（感染症法の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第27条～第36条）

知事の指示に基づき消毒を実施するものとし、実施要領は、法令の定めるところにより行う。

4. 患者等に対する措置

(1) 感染症対策

ア 感染症患者の治療

県は、一類感染症（ペスト等）および二類感染症（急性灰白随炎等）、インフルエンザ等の流行を防止するため必要があると認めるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送する。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）の流行を防止するために必要があるときは、当該患者および無症状病原体保有者に対し、医師の健康審査の受診について勧告等を実施する。

イ 感染症発生状況および防疫活動の周知

感染症が発生した場合、町は、その発生状況およびその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

ウ 予防接種の実施

県の指示に従い、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する場合は、町はワクチンの確保や接種体制の確立等に努める。

5. 避難（場）所の防疫措置

避難（場）所は、多数の避難者を収容するため不衛生になりがちであるので、西彼保健所の指導・協力を得て防疫活動を実施する。

この場合、施設の管理者を通じて、できるだけ衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て防疫の万全を期する。

6. 防疫薬剤の調達

防疫用薬剤は、そのときの実情に応じて、最も適当と認められる業者を指定して調達することとする。調達不能の場合は西彼保健所に調達あつせんの要請を行うものとする。

7. 防疫活動の装備

種 別	数 量
動 力 式 煙 霧 機	5
動 力 式 噴 霧 機	2
手 動 式 噴 霧 機	3

第29節 廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理計画

この計画では、災害時の被災地におけるごみの収集およびし尿の処理業務を適正に行い、環境衛生の万全を期するために必要な事項を定める。

1. 廃棄物処理に係る防災体制の整備

(1) 災害時応急体制の整備

廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

ア 近隣の市町および廃棄物関係団体と調整し、災害時の相互協力体制を図る。

イ 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤の流通備蓄に努め、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 生活ごみや災害によって生じた廃棄物(がれき)の一時保管場所である仮置場を確保し、し尿、生活ごみおよびがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制の整備を図る。

2. 廃棄物の処理

(1) 被災地の状況把握

災害の発生直後、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量の見込み等について情報収集を行う。

(2) 災害による廃棄物の処理

ア 災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

イ 廃棄物の収集・処理に必要な施設・人員および収集運搬車両が不足する場合には、近隣市町との相互協力体制の活用を図るとともに、県に対して支援を要請する。

(3) 仮設便所等のし尿処理

ア 被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿の汲取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了し、環境衛生の確保に努める。なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

イ 水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(4) 災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生から数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

(5) がれきの処理

ア 危険なもの、通行上の支障になるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分場までの処理ルート確保を図る。

イ 応急活動後は、処理・処分の進ちょく状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し木材やコンクリートのリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理および清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

第30節 貯木および在港船舶対策計画

災害発生時に際して流木による被害および在港船舶の危険を防除するため、港湾管理者である県および漁港管理者である町は、次により対処する。

1. 貯木対策

台風等災害発生時の流木等により、二次的に多大な損害が予想される場合、海上保安部、県または町において、その実情を調査把握し、流出防止と除去措置を講ずる。

各管理者の流出防止措置としては、水門、囲壁、けい止柱の異常の有無を確認し、災害が予想されるときは、所有者等に対して各所の補強、移動、曳船の準備等を指導勧告する。

除去措置としては、所有者等に曳船等により回収させる。

なお、船舶の航行に支障がある場合の流木等については、海上保安部、県または町により応急的な措置を行うこととされている。

2. 在港船舶対策

港内にある船舶の災害防止と救助については、海上保安部において次の対策を講ずることとされている。

- (1) 災害が予想されるときは、関連情報の伝達、早期避難の勧告、避泊地への誘導、整理等を行い、避難状況を把握する。
- (2) 災害により人命、船舶の救助を要するときは、速やかに巡視船艇あるいは海上保安官を派遣して救助作業を実施する。

第31節 輸送計画

この計画では、災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の輸送を迅速かつ確実に行うために必要な事項を定める。

1. 輸送方法

災害時における輸送は、災害および輸送路の状況、輸送物資の内容等を調査し、最も迅速かつ確実に輸送できる方法によるものとする。

- (1) 車による輸送（道路によるもの）
- (2) 船舶による輸送（海上、河川によるもの）
- (3) 航空機による輸送（空路によるもの）
- (4) 人力による輸送

2. 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは次のとおりである。

- (1) 被災者の避難輸送
町の指示に基づき、被災者を長距離避難させるための輸送
- (2) 医療および助産のための移送
重傷患者および医療関係者の移送等
- (3) 被災者救出のための輸送等
救出に必要な人員、資材等の輸送および救出者の移送
- (4) 飲料水供給のための輸送
飲料水の直接輸送および飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械資機材の輸送
- (5) 救済用物資の輸送
被災者に支給する衣服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、学用品および救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送
- (6) 死体搜索のための輸送
死体搜索に必要な人員、資材等の輸送
- (7) 死体処理のための輸送
死体処理のための医療関係者、あるいは衛生材料等の輸送および死体処理のために必要な人員、死体等の移送
- (8) その他災害対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の緊急輸送

3. 車両、船舶等の確保については、次の方法で行う。

- (1) 車両の確保（乗用車、バス、貨物自動車、特殊自動車等）
 - ア 町有および公共団体の車両
 - イ 営業用の車両
 - ウ 自家用の車両
- (2) 船舶の確保
 - ア 公共団体の船舶
 - イ 営業用の船舶
 - ウ 漁船および遊漁船

(3) 県および隣接市町への応急要請

必要とする車両、船舶等の確保が困難な場合は、県および隣接市町への応急要請をする。

4. 航空機の要請

陸上、海上の交通が途絶した場合や緊急に航空機による輸送が必要となったときは、自衛隊災害派遣要請計画に定めるところにより、県を通じて要請を行う。

5. 応援協力要請の手続

町は、他の災害対策実施機関または関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行う。

6. 費用の基準および支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借り上げは、本県の地域における慣行料金（運輸省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお自家用車等の借り上げについては、借上謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内とし、所有者と協議して定める。

ただし、官公署および公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求に当たって、債権者は輸送明細書を請求書に添付して提出するものとする。

資料編：輸送明細書

第32節 交通応急対策計画

この計画では、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報または連絡、交通規制の実施等について定める。

1. 実施機関

交通規制は次の区分により実施される。

実 施 機 関	範 囲
道 路 管 理 者	(道路法第46条) 1 道路の破損決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公 安 委 員 会 (時津警察署長)	(災害対策基本法第76条第1項、第76条の3第1項) 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置が的確かつ円滑に実施されるため緊急の必要があると認める場合 (道路交通法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 (公安委員会または警察署長) 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合 (警察官の行う一時的なもの)
港 湾 管 理 者 (長崎県知事)	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地および船だまり)の使用に関し、必要な規制
海 上 保 安 部 (佐世保海上保安部) (長崎海上保安部)	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混乱が生ずる恐れがあるとき、または混雑を緩和するため必要があると認められるとき。 (海上保安庁法第18条) 海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。

2. 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報または連絡することとされている。

3. 交通規制実施要領

(1) 道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間および道路、橋梁等交通施設の危険な状況を予測し、または発見したとき、もしくは通報等により知ったときは、速やかに必要な交通規制を行うこととなる。

(2) 公安委員会(時津警察署長)

ア 交通安全のための規制

県公安委員会が、災害時において交通の危険性が生ずる恐れがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めたときは、速やかに必要な交通規制を行うこととされている。

イ 緊急輸送確保のための交通規制

県公安委員会が、町または隣接市町の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送その他応急措置を実施するため必要があると認めるときは、道路の区間を指定して当該緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、または制限を行うこととされている。

この場合、県公安委員会は、その禁止または制限の対象、区間および期間を記載した標示（資料編）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置する暇がないとき、または標示を設置して行うことが困難であるときは、現場における警察官の指示により、交通規制を行うこととされている。

資料編：緊急輸送車両以外の車両通行止め標示

（3）港湾管理者（県）

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者が、港長、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知および港内岸壁付近の交通整理を行うこととされている。

（4）海上保安部（佐世保海上保安部、長崎海上保安部）

海上における規制等については、海上保安部が次の措置を行うこととされている。

ア 必要に応じ、船舶の交通の制限または禁止をする。

イ 航路障害物の発生したときは、航行警報の放送等必要な措置をとるとともに、所有者または占有者に対し除去を指示する。

ウ 航路標識に異常を認めたときは、航路警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。

エ 水深の異常を認めたときは、応急検測航行、警報の放送等必要な措置をとる。

4. 緊急輸送車両の確認、標章および確認証明書の交付

（1）緊急輸送車両として認める車両の範囲（緊急用務のため県内を通行する場合の道路交通法「昭和35年法律第105号」第39条に規定する緊急自動車を除く。）は、次に掲げるとおりとされている。

ア 災害対策基本法第50条第2項の規定による災害応急対策の実施責任者が同条第1項に定める災害応急対策および応急措置の業務を行うための車両

イ 災害対策基本法第87条による災害復旧の実施責任機関が復旧業務を行うための車両

ウ 報道機関等の取材車両、医療行為のための車両および郵便物の集配車両

エ 被災者の避難等に使用する車両

オ 義援物資の輸送車両

カ 被災地の会社、工場、事業所等に対して行う、その本社、支店等からの救援輸送車両

キ 新聞輸送車両、個人的な救援輸送車両その他特に緊急を要すると認められる輸送車両

（2）確認の申請

災害時において、応急対策に従事する者または応急対策に必要な物資等の輸送を実施する機関の長は、当該輸送に使用する車両が緊急輸送車両であることの確認を受けるため、知事または公安委員会に申請し、標章（資料編）および確認証明書（資料編）の交付を受けるものとする。

資料編：緊急輸送車両標章

緊急輸送車両確認証明書

(3) 確認、標章および確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）

ア 県が行う確認等の事務は、次の部局で行われる。

地域振興部 長崎振興局（総務課） 県北振興局（総務課） 県央振興局（総務課）
島原振興局（総務課）

イ 県公安委員会が行う確認等の事務は、次の課、署で行われる。

県警本部交通部交通規制課、時津警察署（交通課）
各警察署（交通課）

(4) 緊急輸送車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。

(5) 緊急輸送車両の利用者は、交付を受けた標章を当該緊急輸送車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、確認証明書を当該緊急車両に備付けるものとする。

(6) 緊急輸送車両の利用者は、緊急輸送を終了したときは、直ちに標章および確認証明書を返納するものとする。

5. 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡を取るとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間および理由を相互に通知することとされている。

ただし、緊急を要する場合で通知する暇がないときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知するものとされている。

6. 発見者等通報（災害対策基本法第54条）

災害時に、道路、橋梁等の交通施設の危険な状況または交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町または警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは、警察官にあっては町へ、町にあってはその路線の管理者またはその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知することとなる。

なお、交通規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに規制場所以外にも、必要な地点に標識等を掲げ一般に周知徹底することとなる。

7. 迂回路等

交通応急対策の実施機関が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定するとともに、その旨、必要な地点に標示し、一般交通にできる限り支障のないように努めることとされている。

第33節 文教応急対策計画

この計画では、文教施設の被災および小学校・中学校の児童・生徒の被災に対処して、応急教育の確保を図るために必要な事項を定める。

1. 町立小学校・中学校施設の応急対策

- (1) 校長は、災害が発生した場合、その被災程度の大小にかかわらず、教育長に遅滞なく被害の状況およびこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。
この報告は、書類報告の事前に、最も速やかに到着する電話等の方法により実施しなければならない。
- (2) 教育長は、被災校に職員を派遣し、被害状況を収集し、関係機関に報告するとともに、直ちに授業ができるよう措置するものとする。
- (3) 教育長は、消防団等の関係機関に応援、協力を求める必要があるときは、町長に連絡し、その調整指導を行うものとする。
- (4) 休日、休業中等に被害が発生した場合は、当該校長は直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努めるものとする。
- (5) 当該校長は、災害の状況に応じ、直ちに教職員に勤務を命じ、災害の状況把握および応急対策に当たらせるものとする。

2. 応急教育対策

- (1) 休校措置
 - ア 学校長は、大災害が発生し、または発生が予想される場合は、町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
 - イ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線その他の方法により、児童・生徒およびその家族に周知させるものとする。
 - ウ 休校措置が登校後に決定し、児童・生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて地区担任教師が各地区の安全な場所まで誘導して帰宅させる。
- (2) 学校施設の確保
 - ア 施設の応急復旧
被害の程度により応急措置のできる範囲のときは、できるだけ速やかに修理し、施設の確保に努める。
 - イ 校舎が利用できない場合
 - (ア) 校舎の一部が利用できない場合、特別教室、屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。
 - (イ) 校舎の全部または大部分が使用できない場合、公民館等の公共施設または隣接学校の校舎等を利用する。
 - (ウ) 応急仮校舎の建設を検討する。
 - (エ) その他町内全域が被害を受けるなど町内での施設の確保が困難なときは、県教育委員会に施設のあっせんを要請する。
 - (オ) 各学校別の応急教育の予定場所は別に定める。

3. 教科書および学用品の支給

- (1) 支給の対象者
住家が全壊（焼）、大規模半壊、半壊（焼）、流出および床上浸水による被害を受けた小学校・

中学校の児童・生徒で、学用品を喪失または毀損し、入手することができない者

(2) 調達および支給の方法

町教育委員会は、学校長と緊密な関係を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達のあつせんを要請する。

(3) 支給品目および費用等

教科書および学用品の支給品目、費用および期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定める。

(4) 災害救助法による教科書および学用品の支給

災害救助法による教科書および学用品の支給は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

4. 学校給食対策

町教育委員会は、共同調理場が災害により給食の実施ができないときは、弁当を持参させることとする。

5. 社会教育施設等対策

公民館等の施設の管理者は、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

6. 文化財対策

町は、被災文化財について、文化財的価値を最大限に維持するよう必要な措置を講ずる。

資料編：文化財一覧表

第34節 電力施設災害応急対策計画

1. 異常発見時の通報

町内において異常を発見したときは、速やかに九州電力㈱長崎営業所へ連絡を取る。

連絡先 九州電力㈱長崎営業所 TEL0120-986-405

2. 九州電力㈱による非常災害応急復旧対策は次のとおりとされている。

長崎県内における電力供給機関は、対馬市、壱岐市（対馬市、壱岐市は福岡支社管轄）および松浦市福島町、鷹島町（松浦市福島町、鷹島町は佐賀支社管轄）および本店直轄の松浦、相浦火力発電所を除き、九州電力㈱長崎支社が県下一円を統括している。

電力施設の非常災害応急復旧対策で、予防対策に万全を期し、災害を最小限度にとどめることは勿論であるが、一旦災害が発生した場合、停電の影響が大きく、復旧資材と労働力を傾注し、短期間に復旧する必要がある。

そのためには、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強力な機動力、統制力および部外からの積極的な応援が必要である。

（1）電力施設の状況および所在

長崎県内の電力施設としては、長崎支社管内に配電センター・営業センター、6つの配電事業所・営業所、電力センター、発電所・開閉所71か所と配電塔19か所があり、そのほかに福岡支社管内の対馬、壱岐関係の2つの配電事業所と発電所7か所、佐賀支社管内の松浦市福島町、鷹島町関係の変電所1か所と本店直轄の火力発電所が2か所ある。

（2）応急対策の方法

台風、洪水、塩害などにより、電力施設に非常災害の発生する恐れがある場合、各事業所においては定められた「非常災害対策措置細則」に基づいて、災害予防準備体制が確立され、情報の連絡や災害復旧体制の万全が期されている。

即ち、災害が予測される場合は、直ちに本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、営業所に非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡または対策に対する指令が行われる。

連絡に必要な通信設備としては、電力線搬送、マイクロ無線、移動無線等があり、ほとんど通信不能となるような事態は起こらない。

電力供給は、生活に直結し、災害対策の行う上でも緊急復旧が望ましく、短時日にこれが復旧するためには莫大な労働力と機動力を必要とするので、社外社内の動員人員、機動力の活用等総力があげられる。

（3）復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておくことが必要であり、各事業所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材が保管されている。

資料編：非常災害対策部の体制表（大規模時）

非常災害対策部の構成および任務

第35節 ガス施設災害応急対策計画

この計画では、災害発生に際し、ガス施設を防護するとともに、被災地に対するガスの供給を確保するために必要な事項を定めることとする。

1. 時津町における主なガス供給業者

長崎西彼農業協同組合時津支店	095-882-2011
西部ガス(株)長崎支社	095-827-8808 西部ガス ガス漏れ専用ダイヤル 095-824-0919
九州ガスエネルギー(株)時津事業所	095-881-7005
永吉商店	095-882-2303
(株)エネライフ長崎	095-865-8022
星野管工設備(株)時津営業所	095-882-7891

2. 応急対策

- (1) 事故が発生した場合、各施設管理者は災害を最小限にとどめるべく努力する。
- (2) ガスの供給停止および災害復旧後のガス供給に際しては、広報車等を通じて広報を徹底し、二次災害の防止に万全を期することとする。

第36節 水道施設災害応急対策計画

1. 実施機関

施設の管理者

2. 応急対策要員の確保

水道事業者（管理者）は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、日頃から非常配備における人員編成計画を作成し動員体制について確立しておく。なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、時津町指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

3. 応急対策用資材・機材の確保

応急復旧を実施するために、必要な資機材を確保しておく。

なお、災害の状況により実施機関のみの資材・機材で不足する場合は、時津町指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

4. 応急措置

（1）上水道施設

ア 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。

イ 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

ウ 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能または給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設の速やかな復旧を図る。

エ 各配水池がすべて使用不能となったときは、他の市町等から給水を受けるための給水車等を派遣してもらう等、飲料水の最低量の確保に努める。

オ 配水管の幹線が破損したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので給水車等を出動させる等の方法により給水を確保する。

カ 配水管の幹線が各所で破損し、出水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

第37節 公共下水道施設災害応急対策計画

この計画では、災害時において公共下水道の使用ができない場合、汚水の排除・処理等を適切にすることについて定める。

1. 災害発生以前に整備する事項

(1) 非常配備体制の制定

管理者は、災害発生後、速やかに行動を起こせるよう、配備計画を策定しておく。

(2) 災害後の初期行動計画の策定

ア 災害発生後、職員がとるべき行動（災害情報、施設の点検・調査など）計画を策定しておく。

イ 浄化センター、マンホールポンプ施設については、施設ごとに被災後の点検・調査マニュアルを整備する。

ウ 被災状況の調査体制については、職員と維持管理委託業者の役割について定めておく。

(3) 施設台帳の整備

施設台帳は、平常時の維持管理のための基本的な資料であるが、災害時においても調査および復旧作業を円滑に行い、施設の機能を速やかに確保するために重要である。

(4) 資機材の確保

ア 施設ごとの鍵、照明器具、マンホール鉄蓋の開閉器、カメラ等は場所をきめて保管しておく。

イ 停電に伴うマンホールポンプの停止に対処するため、発電機を確保しておく。

(5) 関係機関との連携体制

ア 管路施設と関連する他機関と情報交換を密に行い、二次災害の防止に努める。

道路管理者、警察、消防、河川管理者、水道管理者、ガス事業者、電力会社、NTTなど

イ 委託業者・民間団体

浄化センター等の維持管理委託業者、下水道排水設備指定業者、コンサルタント等で調整を図り、連絡体制や人員確保体制の計画を整備する。

2. 災害発生後の行動指針

(1) 配備行動

ア 事前に定めた配備体制に基づき各自配備体制をとる。

イ 公共交通機関や道路が途絶していた場合は、状況に応じて対応する。

(2) 各施設の調査復旧に関する行動

ア 災害後の初期行動計画に基づき、浄化センター施設および管路施設・マンホールポンプ施設は各施設ごとに緊急点検、調査を行う。

イ 緊急点検では、浄化センターの水処理施設および主要機器の運転停止状態、危険物・有害物質の流失の有無の確認、危険機器の停止、ガス・燃料元弁の閉止の確認を行う。また、管路施設については、マンホールの道路陥没による隆起もしくは破損等の点検を行う。

ウ 緊急点検を受け重大な機能障害および二次災害を防ぐために、以下のような仮の緊急措置を行う。

(ア) 危険機器の停止およびガス・燃料元弁の閉止

(イ) マンホールと道路の段差へのバリケード等の設置

(ウ) 浄化センター施設の浸水等に対して可搬式ポンプによる仮排水

第38節 福祉に係る対策計画

1. 避難行動要支援者の支援体制

避難行動要支援者支援体制	- 町は、「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者に対し情報の伝達や安否確認、避難（場）所等における迅速かつ的確な対応の実施を目的とし、消防団、自治会等の防災関係機関や、平常時から避難行動要支援者と接している関係者・機関と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定支援等、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。 - 地域においては、自治会等が中心となり、次の関係団体が協力して避難行動要支援者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 - 行政機関 警察、消防、保健所、福祉事務所、児童相談所、特別支援学校等 - 地域組織 自治会等 - 保健福祉関係者、保健福祉関係団体 民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等、障害者団体等
避難行動要支援者の把握	- 町は、「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」を踏まえ、把握している避難行動要支援者情報を活用し、民生委員・児童委員、自治会、町社会福祉協議会、地域包括支援センター等と協力して、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者に対し個別避難計画の作成支援を行う。また、自治会等は、地域防災訓練等を通して、避難行動要支援者の情報の更新に努める。 - 個別避難計画等は、避難行動要支援者の了解を得て、民生委員・児童委員、自治会等で共有する。ただし、個別避難計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別避難計画を使用してはならない。
防災訓練	町は、関係機関と協力・連携し、防災訓練等において避難行動要支援者の避難支援訓練を実施する。
人材の確保	町は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の避難行動要支援者の支援に必要となる人材の確保に努める。
協同による支援	町は、避難行動要支援者の支援を、民生委員・児童委員、自治会、町社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設、ボランティアのほか、地域の企業とも協働して推進する。また、必要に応じて関係団体と事前に協定を締結する。
情報伝達	町は、避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、防災メール配信サービスなどの機能等の活用を推進する。
非常災害時	- 非常災害時は、以下の点に留意し、避難行動要支援者対策を実施する。 - ア 要介護認定者、障害者、難病患者等避難行動要支援者名簿を利用する等により、居宅に取残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。 - イ 避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

	(ア) 避難（場）所へ移動する。 (イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行う。 (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。 (エ) 他者に応援を求め、対応する。 ウ 避難行動要支援者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難（場）所を対象として、避難行動要支援者の把握調査を開始すること。 ・ 県は、被災町が実施する前項の措置に関し、他県・市町への協力要請等を行う。
--	---

2. 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。
- (2) 被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品、マンパワーの不足数および施設の被災等により転所が必要な入所者数等について把握し、近隣施設、県・市町等に支援を要請する。
- (4) 町・県は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請する。
 - イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
 - ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。
 - エ 施設の被災等により入所者の転所が必要となった場合に、転所先施設のあっせん等の支援を行う。
- (5) なお、県は、必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請するとともに、措置決定の弾力的運用等について国へ要請することとされている。

3. 障害者および高齢者に係る対策

- (1) 町は県と協力して、避難（場）所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意し、障害者および高齢者に係る対策を実施する。
 - ア 被災した障害者および高齢者の迅速な把握に努める。
 - イ 掲示板、広報紙、パソコン、ファクス等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者および高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設およびサービスに関する情報等の提供を行う。
 - ウ 避難（場）所等において、被災した障害者および高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー（障害者移送介護従事者）、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備する。
 - エ 被災した障害者および高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
 - オ 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
 - カ 補助や介護を要し、一般の避難所での生活が困難な障害者および高齢者等を受け入れることができる施設や体制を整えた避難所を社会福祉施設等を活用して分散して設置し、対象となる要配慮者の誘導、移送等の措置を講じる。
 - キ 避難所や在宅における障害者および高齢者に対するニーズ調査を行い、食料・生活物資の提供

に加え、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

(2) 前項に掲げる措置に関し、近隣県・市町への協力要請、関係団体等の調整を行う。

4. 児童に係る対策

(1) 町は県と協力して、次の方法等により、被災による児童福祉施設からの避難所への避難児童および保護者の負傷等により保護が必要な児童（以下「要保護児童」という。）の発見、把握および援護を行う。

ア 要保護児童の実態を把握するため、避難所の責任者等を通じて、要保護児童の実態を把握するための措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿および住民からの通報等を活用し、要保護児童を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 町は、要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

要保護児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、要保護児童の状況に応じ、長崎県子ども・女性・障害者支援センター（児童相談所）に送致する。

(2) 県においては、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所において、メンタルヘルスクエアを実施する。

(3) 町は県と協力し、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護および児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況および復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第39節 救急医療対策計画

1. 計画の目的

この計画は、多数の死傷者が発生した場合における救急医療応急対策が迅速かつ的確にできる体制の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の性格

この計画では、集団的な死傷者に対する応急対策であって、事故等の発生に直接関係する施設の管理者等の組織する救急医療体制、町の通常の救急医療体制をもって処理することのできない場合などの特殊的な救急医療対策を対象とする。

3. 計画の推進

(1) 関係機関

集団的な死傷者が発生した場合は、迅速かつ効果的な救急医療対策を実施できるように努めるものとし、必要に応じて連絡会議を開催する。

救急医療対策推進のための主な関係機関は、次のとおりとする。

- ア 県
- イ 警察
- ウ 町
- エ 消防機関
- オ 県医師会（JMA T長崎）
- カ 県歯科医師会
- キ 郡市医師会
- ク 医療機関
- ケ 日本赤十字社長崎県支部
- コ 自衛隊
- サ 長崎DMA T（災害派遣医療チーム）
- シ その他

(2) 推進事業

関係機関は、次の事項について連携し、救急医療対策を作成するものとする。

- ア 救急医療体制の整備
- イ 通報・連絡
- ウ 医薬品、資機材の確保および輸送
- エ 死傷者の輸送および収容
- オ 医療関係者の出動
- カ 関係機関等の連携・調整
- キ その他

第40節 公共土木施設災害応急対策計画

1. 公共土木施設災害応急対策の体制

(1) 実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体（実施機関）が応急工事に必要な要員および資材、機械を確保して施工する。

(2) 応急工事施工の体制

ア 要員および資材の確保

実施機関は災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制および所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

ア 技術者の現況把握および動員

実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者技能者の現況を把握し、地域別人員、技術知識または経験の程度、技術者等の勤務先等を明らかにした資料を整備しておき緊急時には適切な動員措置を講ずるものとする。

イ 建設業者の現況把握および動員

実施機関は、地元建設業者の施工能力を把握しておき、災害時には、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

ウ 資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、実施機関は土のう等の応急用資材およびスコップ、掛矢、足場板等の応急用器具の調達先を把握しておく。また、災害時には緊急確保の措置を講ずるものとする。

なお、輸送については、調達先から輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておくものとする。

エ 関係機関に対する応援要請

災害対策基本法第29条、第74条および自衛隊法第83条に基づく派遣要請等を行い、他の機関から応援を求める。

2. 応急工事の施工

(1) 河川、海岸

河川、海岸の応急措置としては、通常工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

ア 応急仮締切の施工

仮締切施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

ア 在来法線位置締切

イ 堤外月輪型締切

ウ 堤内月輪型締切

エ 河口締切

オ 後退締切

イ 応急仮締切工事の工法

従来施工されてきた応急仮締切工事の工法はおおむね次のとおりである。

ア 土俵工法

イ 杭打工法

ウ 捨石（捨ブロック工法）

エ 枠組工法

オ 沈床工法

(カ) 沈船工法

(キ) サンドポンプ船工法

(2) 道路

ア 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

(ア) 排土作業または盛土作業

(イ) 仮舗装作業

(ウ) 障害物の除去

(エ) 仮道、さん道、仮橋等の設置

イ 応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

ウ その他

上下水道、電気ガス、電話等道路専用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者および道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行う。

なお緊急時においてその暇がないときは、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

(3) 砂防施設

ア 流路工応急工事

流路工が決壊し、仮工事として施工する場合は、土のうまたは板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度にとどめる。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、または効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

イ 砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

(4) 港湾、漁港

ア 背後地に対する防護

高潮、波浪による防潮堤の破堤または欠壊の恐れがある場合には補強工作を行い、破堤または欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

イ 航路、泊地の防護

河川からの土砂流入および波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置としてしゅんせつを行う。

ウ けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

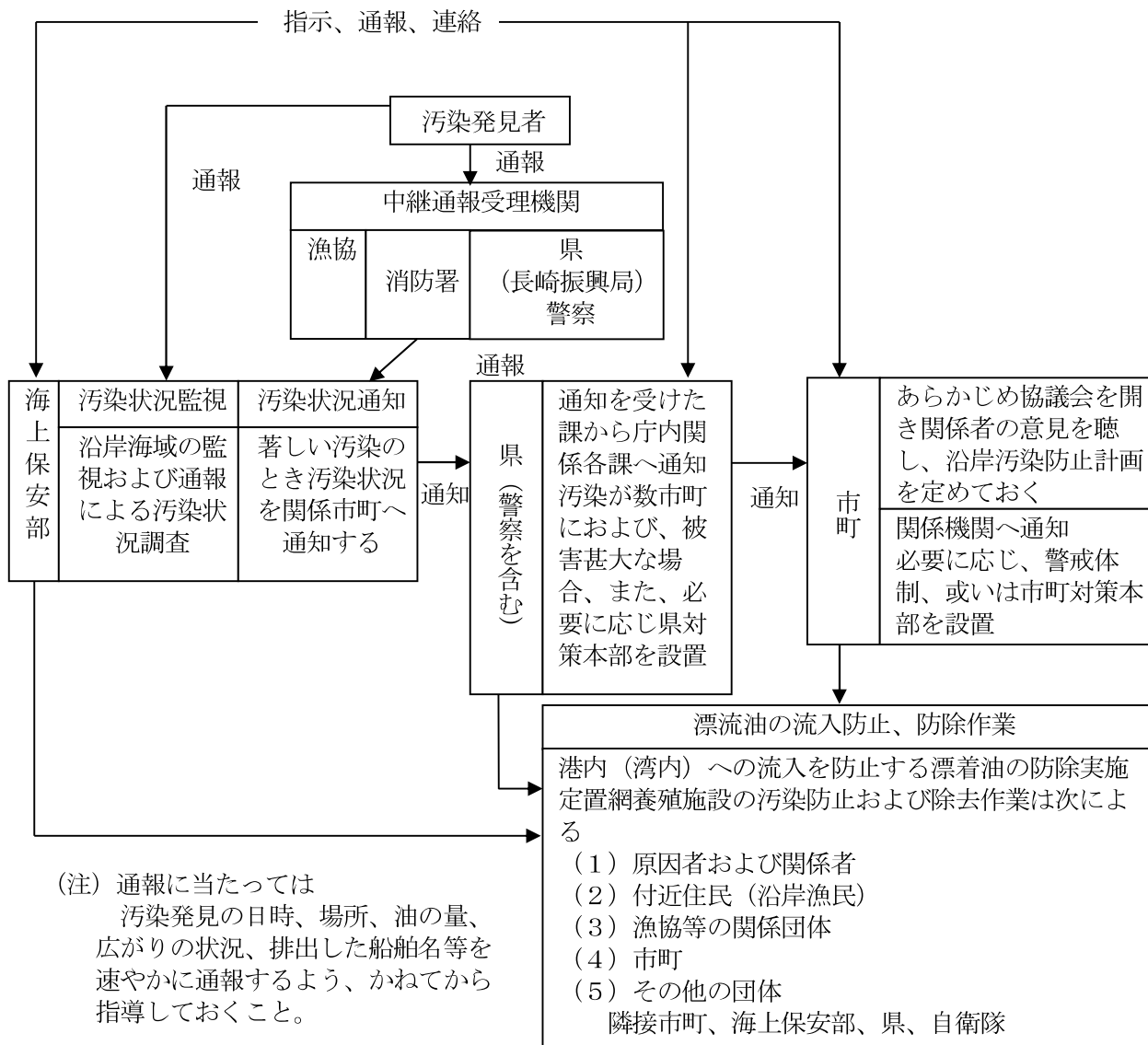
第41節 漂流油による沿岸汚染対策計画

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、町、県が一体となって、緊急に防止または防除するなど、汚染対策として措置しなければならない。

1. 漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等について

汚染発見者の通報および各関係機関相互の指示、通報、連絡等は、次のとおり行う。

漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等の系統図



2. 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

沿岸汚染防止計画は、沿岸汚染対策協議会を設置し、関係者の意見を聴いて、次の事項について検討し策定する。

（１）漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、または自ら発見したときは、港内、定置網等への流入

を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置するとともに、必要に応じ対策本部を設置する。

(2) 漂流油等の防除

前項の港内等への流入を防止することができない場合、または防止の暇がなく港内等へ流入し、漂流、漂着した場合には、時間の経過あるいは気温の上昇により汚染範囲が拡大し作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めるとともに、防除作業を行う。

また、二次汚染の恐れがあり、町単独では困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求めるものとする。

第42節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画

近年の複雑多様化する各種災害等に対応していくため、機動性の高い県防災ヘリコプターを活用し、消防防災活動の迅速化、高度化、広域化により消防防災体制を整備充実するとともに、その機能を十分発揮させ災害応急対策の円滑な実施を図る。

県防災ヘリコプターの運航については、航空法関連法令に定めるもののほか、「長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱」および「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第43節 自発的支援の受入計画

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申入れが寄せられるが、町において適切に対応をする。

1. ボランティアに係る対策

(1) 災害ボランティア推進本部（センター）の設置

ア 町は、必要に応じて、災害ボランティア推進本部の設置を決定する。

イ 町は、町社協災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアによる支援活動を行う。

(2) ボランティアの受け入れ

ア 災害発生後、各地からのボランティアの問合せに対しては、受付窓口となるボランティアセンターに伝達する。

イ 町災害対策本部総務部連絡調整班は、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・あっせんなどボランティア活動の状況に応じた支援に努める。

(3) ボランティア活動の内容

災害時に行う主なボランティア活動の内容は、以下のとおりである。

○ 出火防止・消火活動	○ 安否確認（要支援者等）
○ 避難誘導	○ 情報の収集・提供
○ 行政機関との連絡調整等	○ 炊き出し
○ 物資運搬	○ 救援物資の集配
○ 募金活動	○ ボランティアの受け入れおよび被災者ニーズの把握、活動先のコーディネート等

第44節 広域避難、広域一時滞在

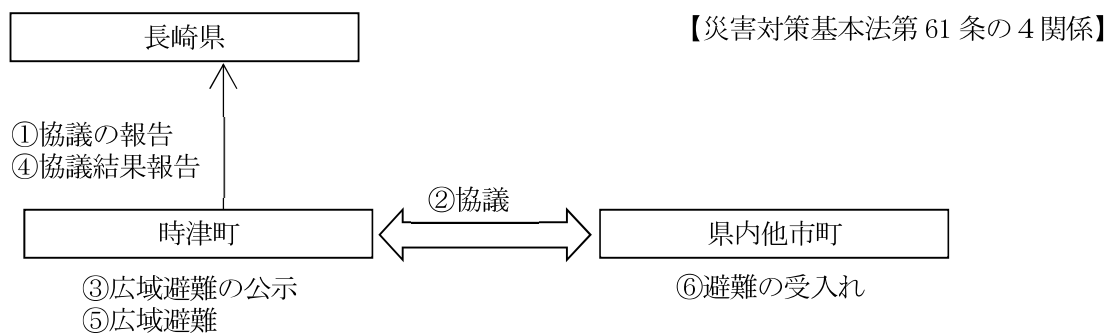
大規模広域災害時に円滑な広域避難等が可能となるよう、広域避難および広域一時滞在に係る手順等を定める。

1. 広域避難

(1) 広域避難の協議等

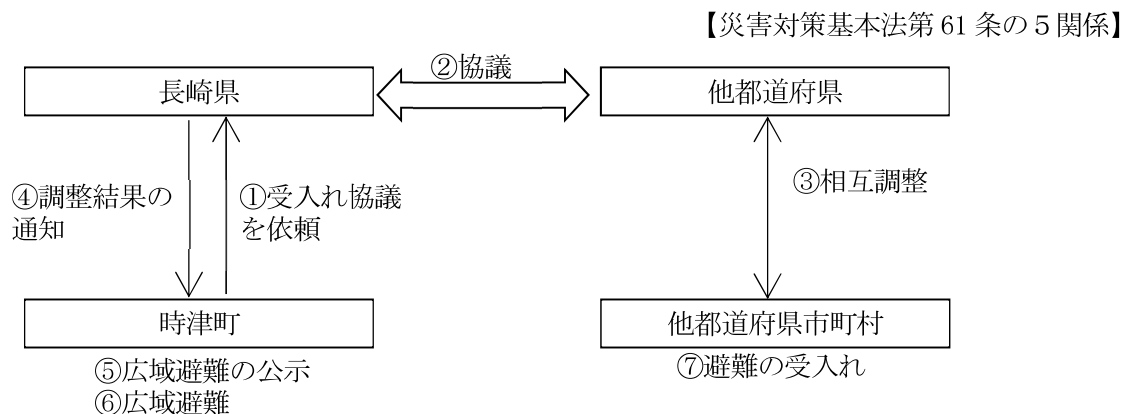
ア 県内他市町への広域避難

町は、災害が発生するおそれがある場合で、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、居住者等を県内他市町へ広域的に避難させる必要であると認めるときは、県知事にあらかじめ報告した上で、県内市町に要避難者の受入れについて直接協議をすることができる。



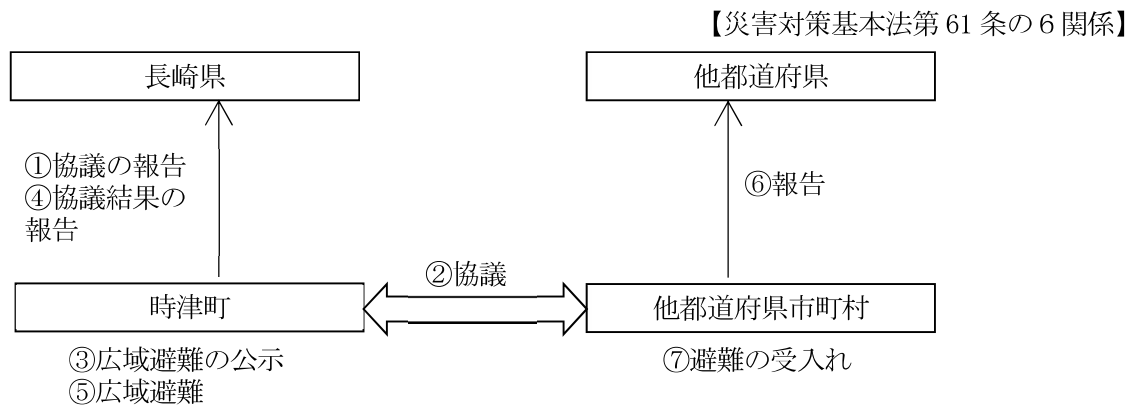
イ 県外他市町村への広域避難

町は、災害が発生するおそれがある場合で、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、居住者等を県外他市町村へ広域的に避難させる必要であると認めるときは、県知事対し、他の都道府県と要避難者の受入れについての協議を求めることができる。



ウ 県外他市町村への広域避難（緊急の場合）

町は、災害が発生するおそれがある場合で、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、居住者等を県外他市町村へ緊急で広域的に避難させる必要であると認めるときは、県知事にあらかじめ報告した上で、他都道府県市町村と要避難者の受入れについて直接協議をすることができる。



(2) 広域避難の受入れ

町は、広域避難受入れの協議を受けたときは、要避難者を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受入れる。

町は、受入れを決定した場合は、要避難者を受入れるべき避難場所を決定し、直ちにその内容を避難場所の協議元の市町村（県を経由した協議である場合には県）および避難場所となる施設の管理者等に通知を行う。

(3) 町の備え

ア 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

イ 町は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際に併せて、広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

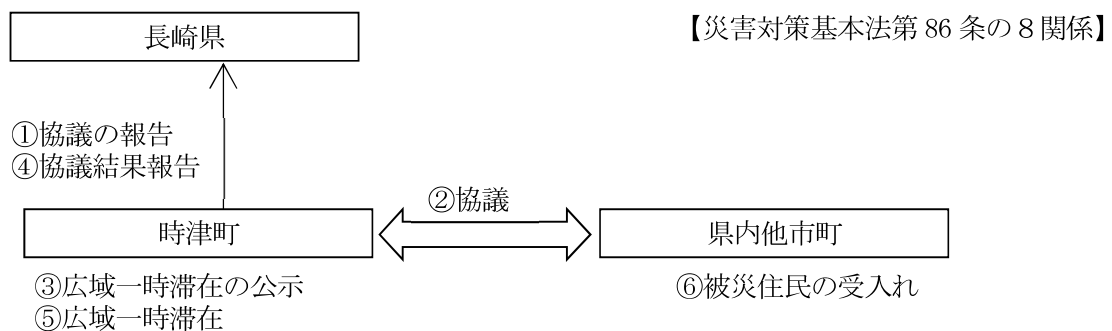
ウ 町は、広域避難が必要な際の受入れ協議先を確保するため、災害応援協定の締結に努めるものとする。

2. 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在の協議等

ア 県内他市町への広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、県内他市町への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、県知事にあらかじめ報告した上で、県内市町村に被災住民の受入れについて直接協議をすることができる。

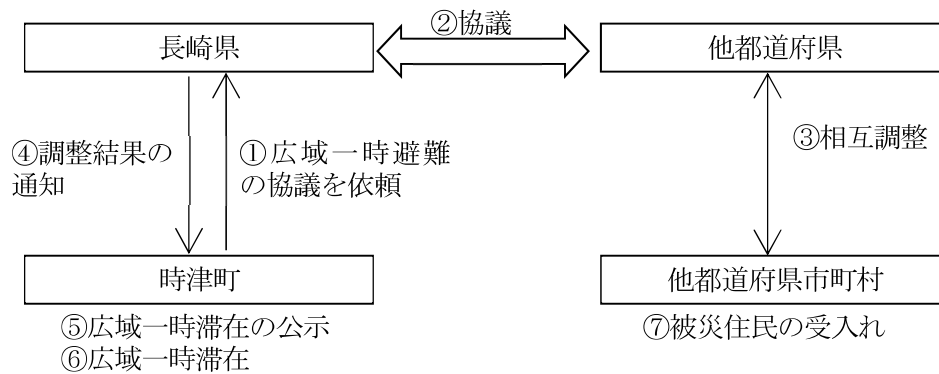


イ 県外他市町への広域一時滞在

町は、県と協議を行い、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、県内他市町への広域的な避難および指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、

県知事対し、他の都道府県と被災住民の受入れについての協議を求めることができる。

【災害対策基本法第61条の5関係】



(2) 広域一時滞在の受入れ

町は、広域一時滞在受入れの協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。

町は、受入れを決定した場合は、被災住民を受入れるべき避難所を決定し、直ちにその内容を避難場所の協議元の市町村（県を経由した協議である場合には県）および避難所となる施設の管理者等に通知を行う。

(3) 町の備え

ア 町は、他の市町村からの被災者を受け入れることについて、あらかじめ民間アパートの借り上げ等を想定しておくものとする。

イ 町は、広域一時滞在が必要な際の受入れ協議先を確保するため、災害応援協定の締結に努めるものとする。

3. 広域避難者への配慮

(1) 町は、県と協力して、町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(2) 町は、県および防災関係機関と協力して、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

4. 受け入れに係る組織体制

他市町村被災者の受け入れのための組織体制については、県の助言を受けるとともに、以下の対応を行う。

- (1) 避難者の作成、管理
- (2) 県および避難元自治体との連携
- (3) 避難所、住宅の提供あっせん
- (4) 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知
- (5) 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達

(6) その他避難者支援に必要な事項